

議案第16号

羽曳野市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

古市駅西駐車場における月極駐車を廃止するとともに、当該駐車場における時間駐車の使用料に係る駐車時間の区分を改定するほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市営駐車場条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

羽曳野市営駐車場条例(平成 19 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

別表古市駅西駐車場、駒ヶ谷駐車場及び古市駅東駐車場の項を次のように改める。

古市駅西駐車場	時 間 駐 車	入庫日の 利用	30 分以内	無料
			30 分を超え るごとに	100 円を加算した額(た だし、1,200 円を上限と する。)
		入庫日を 超える利 用	30 分を超え るごとに	100 円を加算した額(た だし、1 日当たり 1,200 円を上限とする。)
駒ヶ谷駐車場 古市駅東駐車場	時 間 駐 車	入庫日の 利用	20 分以内	無料
			20 分を超え 40 分以内	100 円
			40 分を超え るごとに	100 円を加算した額(た だし、1,200 円を上限と する。)
		入庫日を 超える利 用	40 分を超え るごとに	100 円を加算した額(た だし、1 日当たり 1,200 円を上限とする。)

別表茶山駐車場の項中

「

100 円
100 円を加算した額(た だし、1 日当たり 400 円 を上限とする。)

」を

「

100 円
100 円を加算した額(ただし、400 円を上限とする。)

」に改め、同表古市駅西駐車場、学園前駐車場及び高鷲

駐車場の項中

「

古市駅西駐車場
学園前駐車場
高鷲駐車場

」を

「

学園前駐車場
高鷲駐車場

」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表茶山駐車場の項の改正規定及び同表古市駅西駐車場、学園前駐車場及び高鷲駐車場の項の改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市営駐車場条例 新旧対照表

新					旧				
別表(第6条関係)					別表(第6条関係)				
駐車場区分	時間 駐車	駐車区分 入庫日の利用	使用料		駐車場区分	時間 駐車	駐車区分 入庫日の利用	使用料	
古市駅西駐車場		入庫日の利用	30分以内	無料	古市駅西駐車場 駒ヶ谷駐車場 古市駅東駐車場		入庫日の利用	20分を超え 40分以内	100円
			30分を超え るごとに	100円を加算した 額(ただし、1,200 円を上限とする。)				以後40分を 超えること に	100円を加算した 額(ただし、1,200 円を上限とする。)
駒ヶ谷駐車場 古市駅東駐車場	時間 駐車	入庫日の利用	20分以内	無料			入庫日を超え る利用	40分を超え るごとに	100円を加算した 額(ただし、1,200 円を上限とする。)
			20分を超え 40分以内	100円				40分を超え るごとに	100円を加算した 額(ただし、1日当 たり1,200円を上 限とする。)
			40分を超え るごとに	100円を加算した 額(ただし、1日当 たり1,200円を上 限とする。)				40分を超え るごとに	100円を加算した 額(ただし、1日当 たり1,200円を上 限とする。)
茶山駐車場	時間 駐車	入庫日の利用	1時間以内	100円	茶山駐車場	時間 駐車	入庫日の利用	1時間以内	100円
			1時間を超 えるごとに	100円を加算した 額(ただし、400円 を上限とする。)				1時間を超 えるごとに	100円を加算した 額(ただし、1日当 たり400円を上 限とする。)
		省略					省略		
学園前駐車場 高鷲駐車場	省略				古市駅西駐車場 学園前駐車場 高鷲駐車場	省略			
備考 省略					備考 省略				